

淀川水系流域委員会 第5回利水部会（2003.10.24開催）結果概要

03.11.17 庶務作成

開催日時：2003年10月24日（金） 13:00～15:00

場 所：カラスマプラザ 21 8階 大ホール

参加者数：委員9名 他部会委員2名 河川管理者13名 一般傍聴者100名

1 決定事項

- ・ 部会長は、本日の議論をもとに部会意見の修正案を作成して各委員に意見照会を行う。最終的な修正は部会長に一任することとなった。本日の部会を最後とし、今後改めて部会は開催しない。

2 審議の概要

- ・ 庶務より、資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。
- ・ 部会長より、資料2-2「利水部会意見（案）031015版」について説明がなされ、意見交換が行われた。主な意見は、「3 主な説明と意見 利水部会意見（案）031015版についての意見交換」を参照。
- ・ 資料4-1「整備内容シートについての意見案（意見書作業部会とりまとめ案）（031019版）」の利水の部分について意見交換が行われた。主な意見は、「3 主な説明と意見 整備内容シートについての意見（案）についての意見交換」を参照。

3 主な意見

利水部会意見（案）031015版についての意見交換

- ・ 「1 基本的な考え方」の第3パラグラフの文末が「上記転換は可能である。」とある。しかし琵琶湖・淀川水系では、利水の水量面からいっても既に十分な安定した確保がされているという点から言えば、「転換の条件は整っている」と表現した方が適切である。
- ・ 新聞記事にあるように、各地域が抱える事情（例えばダム計画の変更・廃止や水利権転用を決定する際には県議会の同意を要する、と定めた滋賀県の条例）について、具体的対策も含め、部会意見の中に盛り込むべきではないか。

部会意見は、基礎原案に対する意見書として位置づけられるため、基礎原案で述べられていない「各地域が抱える事情」が抜けるのは当然のことである。しかしながら、大事な論点でもあるので、部会意見の中で述べるべきではないか。

地域の事情は流動的なことが多いため、そこまで意見書に書く必要はないと思われる。意見書に委員会としての考え方を示しておけば、河川管理者は尊重のうえ対応に取り組んでいただける。

新聞記事にあるように、一方では、各地域が抱える事情の中に国からの補助金制度と

いう財政的な問題が根本にある、ということを河川管理者には踏まえておいていただきたい。

- ・ 委員会意見書で「基礎原案では、『水需要の予測』について触れられていない」と指摘しているのに、部会意見で「水需要の予測」について述べられていない。「水需要の予測」の項目を新たに設けるべきである。

「1 基本的な考え方」の最後のパラグラフでは、「新規の水資源開発は行わないという原則のもと、水需要の抑制・管理を進める」としただけの記述になっているので、需要予測についてはここに追記すべきある。

需要の予測は、予測の数字がどういう根拠に基づいて出てきたのかを精査確認しないと意味がない。したがって「2)水需要の精査確認」の中に位置付けることができるのではないかと。需要予測は河川管理者の権限の話ではないが、流域委員会で議論してきたことでもあるし、意見書には盛り込みたい。

「2)水需要の精査確認」から「水需要の予測」に関する内容を引き出した上で、「水需要の予測」の項目を新たに加えることとする。(部会長)

- ・ 委員会としては、ダム計画の議論は1年以内にやりたいと河川管理者に対し強く要望している。部会意見の中でも水需要の精査確認を「早急に」ということで特に強調してもらいたい。

「2)水重要の精査確認」の最後のパラグラフの文末が「～早急に実施されることを期待する」となっているが、ここで具体的な期間を示すことは難しいとしても、もう少し強い表現にすべきである。

- ・ 「整備内容シートについての意見」の「利水-2」では、「～利水安全度の実力低下として新たな水資源開発の口実に用いられることがあるため、前提から除外すべきである。」とあるが、部会意見では「4) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」の中で触れられているだけで、詳しくは述べられていない。「整備内容シートについての意見」との整合性を図る上でも、利水安全度についての内容を充実させるべきではないか。

利水安全度については、これまで利水部会で議論されてきたことを踏まえ、新たな項目を立てて追記したい。(部会長)

- ・ 地球温暖化に伴う少雨・少雪傾向の問題について、部会で議論したことを意見書でも触れておくべきではないか。

これまでに河川管理者にいただいた雨量の資料を見ると、10年とか20年というスパンで比較されており、確かにその比較では少雨化傾向にあると言える。しかし、100年の長いスパンで見ると、本当に少雨化傾向にあるとは言えないのではないかと。

少雨化傾向については、「4) 水資源開発施設の再編と運用の見直し」で少し触れているが、加筆したい。(部会長)

整備内容シートについての意見(案)についての意見交換

- ・ 「水利権の審査については、水利権の更新時のみではなく、定期的に行うべき」となっ

ているが、審査の項目によっては、頻繁に審査する必要がないものもあると思われる。整備内容シートの意見案では、毎年か3年ごとの審査が必要となっているが、この点に関して河川管理者としてはいかがか。

水需要予測は、利水者から提出されたタイミングでしか審査はできない。ただ、実態としての水需要は日々管理している。(河川管理者)

- ・ 新たな湧水調整方式について、利水部会意見の「(2) 湧水への対応」の部分にある意見と、「整備内容シートについての意見(案)」の「利水-4」の部分の意見では、少し違いが見られるので、整合性をチェックいただきたい。(河川管理者)

新しい湧水調整のルールについては、委員間でも認識に違いがあるため、もう一度説明をいただきたい。

これまでは、湧水時に流域全体で一律に取水制限を行ってきたが、水マネジメント懇談会では、「投資に応じて配分を見直す。具体的な基準は、各流域で検討する」ということになった。淀川水系では、まだ明確な基準はないが、投資とは投資額のことではなく、開発容量等のことであると理解してもらいたい。(河川管理者)

一般傍聴者からの意見聴取

- ・ 一般傍聴者1名より、「意見書は明解な主張が多く有難い内容だ。新聞記事等を見る限り、これから委員会の役割はますます重要になるが、周囲の雑音に惑わされることなくやってほしい」との旨の発言があった。

その他

- ・ 意見書最終とりまとめ作業の進め方について議論がなされ、上記「1. 決定事項」の通り決定がなされた。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。